

社会福祉法人樹心会役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人樹心会（以下「法人」という。）役員の使用の弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事・監事が理事会に出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員が評議員会に出席
- (4) その他法人が必要と認めた業務

(費用弁償)

第4条 法人の役員が前条の(1)から(4)号の業務に出席したときは、その費用弁償として次に定める額を支給する。

区分	1日あたりの金額
理事・監事	3,000円
評議員	<u>3,000円</u>

(費用弁償の支払方法)

第5条 費用弁償の支払は、その都度又は速やかに現金で支払う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議を得て改正する。

附 則 1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

2 一部改正 令和2年4月1日